



## マイナ保険証をめぐる問題の 障害のある人への影響

### 相次ぐマイナンバーをめぐるトラブル

2024年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体の「マイナ保険証」の取得を強要する「マイナンバー法等の一部改正案」が6月2日の参議院本会議で可決・成立しました。

しかしマイナンバー制度をめぐるのは、他人の健康保険証や年金、障害者手帳などの情報が誤って登録されるトラブルが相次いでおり、政府は「マイナンバー情報総点検本部」を設置。8月8日にはマイナンバーと健康保険証のひも付けの誤登録が8441件あることが公表されました。また、障害者手帳のひも付けは237自治体のうち約2割にあたる50自治体で作業が不適切だったことがわかりました。さらには、マイナンバーと公的医療保険情報がひも付けされていないケースが77万人分あったことも厚生労働省より発表されています。

毎日新聞の調査（8月26～27日実施）では、健康保険証を廃止する政府の方針について、「廃止すべきではない」「廃止を延期すべきだ」との回答が合わせて66%でした。このような状況にも関わらず、岸田首相は健康保険証の廃止は当面は延期しない考えを示しています。

### 障害のある人への影響

マイナンバー制度・マイナンバーカードをめ

ぐる問題は、障害のある人や家族にどのような影響があるのでしょうか。

5月17日の参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会で、参考人に招致された障全協（障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会）事務局長の家平悟さんは、マイナンバー改正案は誰もが医療が受けられる国民皆保険制度を崩壊させ、障害者や介護を必要とする高齢者など、社会的に弱い立場に置かれている人々をより困難な状況に追い込むと、反対の意見を述べました。

障害のある人のマイナンバーカードの申請・取得・管理・利用で生じる問題の具体的な事例として、顔写真の背後に車いすのヘッドレストが写っていたので却下された、「意思表示ができない」と言うとうりできないと断られた、意思決定がむずかしい人の暗証番号などをどう決めるべきかの方針がない。また、医療受診時の問題として、暗証番号の入力で障害者本人がうまくボタンが押せず言葉で伝えるのは怖い、施設がマイナンバーカードを預かるのは問題がある、居宅の通院支援は病院の送迎が基本なので病院内でその都度暗証番号などの個人情報他人に知らせなければならぬ、などの実態があげられました。

また、意思表示ができない重度障害者がマイナンバーカードを申請する場合には金銭的負担